**管理権原者変更届出書**

　防火対象物点検の特例認定を受けた防火対象物（以下「特例認定防火対象物」という。）及び防災管理点検の特例認定を受けた防火対象物（以下「特例認定防災管理対象物」という。）において、売却や賃貸借契約の変更等により、管理権原者に変更があった場合には、速やかに、消防長に届出る必要があります。

　なお、管理権原者変更届出書の届出義務者は特例認定を受けた管理権原者となるため、変更前の管理権原者が届出る必要があります。

届出の必要がない場合

　１．法人の代表者（管理権原者）が人事異動等で変更となる場合で、防火管理業務の実施体制等に変更ないもの。

　２．法人の名称が変更となる場合で、防火管理業務の実施体制等に変更ないもの。

届出・申請方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 窓口 | 郵送 | 電子申請 |
| 消防本部予防課窓口でのみ受付可 | 不可 | 不可 |

届出先及び届出・申請手順

　●届出先

　　消防本部予防課

　●届出・申請手順

**１．窓口に提出する場合（持参する書類等）【各２部（正・副）】**

* 管理権原者変更届出書

**▲注意事項**

・消防本部予防課の窓口での受付は、午前8時３０分～午後5時１５分となります。（土、日、休日及び年末年始を除く。）

・特例認定防火対象物で管理権原者が変更となる場合は「管理権原者変更届出書（別記様式第４号）」を、特例認定防災管理対象物で管理権原者が変更となる場合は「管理権原者変更届出書（別記様式第１０号）」を提出してください。

その他

届出の要否についてご不明な点がございましたら、消防本部予防課までお問い合わせください。

問い合わせ先

消防本部予防課

　電話　：0234-31-7146（設備指導係）

　メール：yobou-s@fd-sakata.jp（問い合わせ専用）